

平成22年度 ソーダ工業用塩需給見通しのポイント

平成22年 6月30日
経済産業省
製造産業局化学課

1. ソーダ工業用塩の需給について

平成21年度のソーダ工業用塩の需要量は、世界的な不況を背景に減少が影響し、6,301千トン(前年度比95.5%)となる見込み。同様に、供給として輸入塩が6,382千トン(前年度比95.4%)となる見込み。

平成22年度については、景気回復により需要の回復が見込まれることから、6,590千トン(前年度比104.6%)となる見込み。供給数量についても、需要の回復を背景に6,602千トン(前年度比103.4%)となる見込み。

(単位:千トン、カッコ内は対前年度比)

		平成20年度 (実績)	平成21年度 (見込み)	平成22年度 (見通し)
需要 見込	か性ソーダ用 塩需要量	6,096 (91.6%)	5,870 (96.3%)	6,146 (104.7%)
	ソーダ灰等用 塩需要量	501 (93.4%)	430 (85.8%)	443 (103%)
	合計	6,597 (91.7%)	6,301 (95.5%)	6,590 (104.6%)
供給 見込	輸入塩	6,688 (91.1%)	6,382 (95.4%)	6,602 (103.4%)

※ソーダ灰等:ソーダ灰・塩素酸ソーダ

※平成20年度実績に一部誤りがあり、訂正しました。平成22年度見通しに影響はありません。

2. ソーダ工業用塩の主要用途における詳細需給動向について

(1) か性ソーダ及び塩素の需給について

平成21年度のか性ソーダの需要は、内需、輸出ともに減少となる見込みにより、か性ソーダ生産量は、4,008千トン(前年度比:97.1%)、か性ソーダ用塩需要量は、5,870千トン(同比:98%)となる見込み。

平成22年度のか性ソーダの需要は、景気回復により内需、輸出ともに増加する見込み。よって、か性ソーダの生産量は、4,096千トン(前年度比:102.2%)、か性ソーダ用の塩需要量は、6,146千トン(同比:104.7%)となる見通し。

(単位:千トン、カッコ内は対前年度比)

	平成20年度(実績)	平成21年度(見込み)	平成22年度(見通し)
か性ソーダ生産量	4,129 (92%)	4,008 (97.1%)	4,096 (102.2%)

(2)ソーダ灰の需給について

平成21年度のソーダ灰(国内産)の需要は、主要用途となる板ガラス、鉄鋼向けが減少していることから、ソーダ灰の生産量は350千トン(前年度比86%)、ソーダ灰用塩需要量は420千トン(前年度比85%)となる見通し。

平成22年度のソーダ灰(国内産)の需要は全体では増加となる見込み。各需要項目では板ガラス向け及び紙・パルプ向けの需要が増大する一方、鉄鋼向け及びガラス繊維向けは減少する見込み。これらから、ソーダ灰の生産量は360千トン(前年度比102.9%)、ソーダ灰用塩需要量は433千トン(前年度比103.1%)となる見通し。

(単位:千トン、カッコ内は対前年度比)

	平成20年度(実績)	平成21年度(見込み)	平成22年度(見通し)
ソーダ灰生産量	407 (94.9%)	350 (86%)	360 (102.9%)

【参 考】

●塩事業法（塩需給見通し）

第三条 財務大臣は、政令で定めるところにより、毎年度、塩需給見通しを策定しなければならない。

2 塩需給見通しにおいては、次に掲げる事項を示すものとする。

- 一 塩の用途別需要見込数量
- 二 前号の用途別需要見込数量に対応する塩の国内産又は外国産別供給見込数量
- 三 その他塩の需給に関する重要事項

（中 略）

4 財務大臣は、政令で定めるところにより、塩製造業者、塩特定販売業者若しくは塩卸売業者又は第二十一条第二項に規定するセンターに対し、第一項の塩需給見通しを策定するため必要な報告をさせることができる。

5 財務大臣は、塩需給見通しを策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

●塩事業法施行令（関係行政機関の長との協議）

第二条 財務大臣は、次に掲げる場合には、農林水産大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議するものとする。

- 一 法第三条第一項の規定により塩需給見通しを策定し、又は同条第三項の規定によりこれを変更しようとするとき。
- 二 法第三条第四項、第三十条第一項又は第三十一条第二項の規定による報告（センターの報告を除く。）を求めようとするとき。

●塩事業法施行規則（塩需給見通し）

第三条 法第三条第一項に規定する塩需給見通しは、毎年度開始前に策定するものとする。

●大蔵省理財局長、通商産業省基礎産業局長、貿易局長との覚書（平成8年3月7日）

1. 大蔵省は、通商産業省が通商産業省設置法に規定される所掌事務を有することにかんがみ、本法の運用に当たっては、以下のように取り扱うこととする。

- （1）法第三条に規定する塩需給見通しのうち工業塩に係る部分については、通商産業大臣が策定したものを、同条に基づき大蔵大臣が策定したものとして用いること。通商産業省は、塩需給見通しのうち工業塩に係る部分を事前に大蔵省へ提出すること。